

◎新潟県告示第684号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

平成28年6月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

氏名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	辞退年月日
曾川 正和	外科	新潟県立中央病院	上越市新南町205	H28. 2. 12
上村 一成	整形外科	新潟手の外科研究所病院	北蒲原郡聖籠町諏訪山997番地	H28. 4. 1
磯村 勝美	内科 外科 胃腸科	磯村医院	糸魚川市大字田海5169番地	H28. 4. 11